

第1章 計画策定の目的と位置づけ

1. 計画策定の目的

藤沢市では、1987年（昭和62年）から主に利用者の多い鉄道駅周辺における安全性・快適性の確保、観光地における良好な景観形成の観点から無電柱化を実施してきました。しかし、近年の激甚化・頻発化する災害での電柱倒壊による停電や緊急車両等の通行障害、電力や通信の復旧が長期間に及ぶことなどから、防災・減災のためにも、更なる無電柱化の推進が求められています。

これらを踏まえ、計画的かつ効果的に無電柱化を実施していくため、『藤沢市無電柱化推進計画』（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

2016年（平成28年）12月に定められた「無電柱化の推進に関する法律 第8条第2項」に基づき、国や県が策定した無電柱化推進計画を基本として、市町村が定める無電柱化の推進に関する施策についての計画（市町村無電柱化推進計画）として位置づけます。

また、本市における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画である「藤沢市国土強靱化地域計画」や、本市の無電柱化を推進している分野別計画である「藤沢市都市マスタープラン」「藤沢市地域防災計画」「藤沢市バリアフリー化基本方針」「藤沢市景観計画」等とも整合・調和を図り、無電柱化を着実に推進していきます。

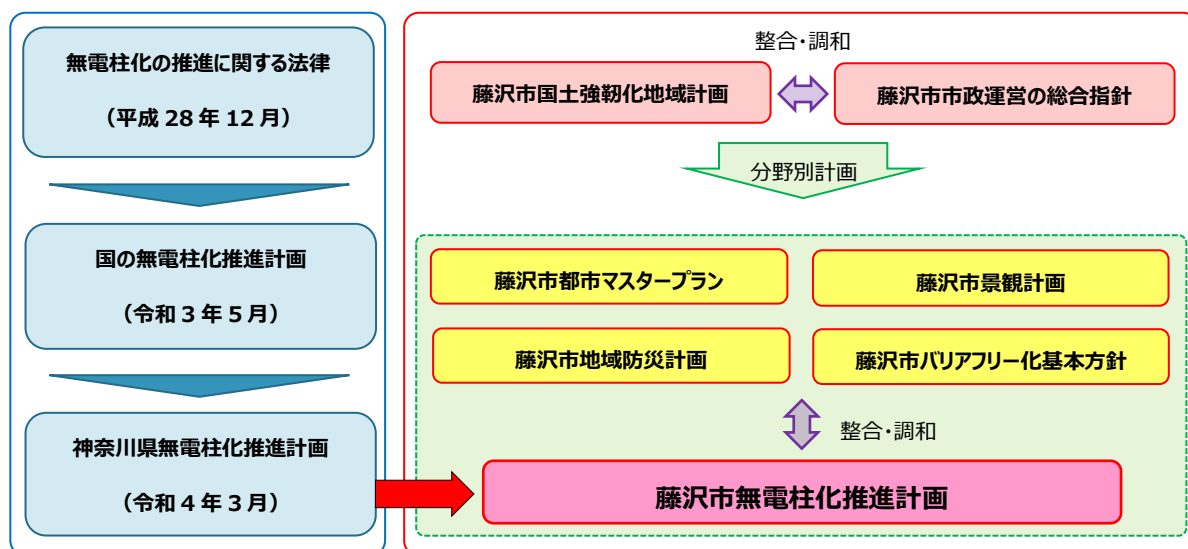


図 1-1 無電柱化推進計画の位置付け

3. SDGs（持続可能な開発目標）

本計画は、2030年までの国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）のうち、特にゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献するものです。

